

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針案の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和8年6月26日

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針案の一部を改正する件（案）について、令和8年4月24日（金）から同年5月23日（土）まで御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	（第三の三）について、感染症媒介蚊をはじめ有害生物防除関連の事業にあたっては、「ペストコントロール事業者」が行っているものとして「適切な知識及び技術を有すると判断される事業者（ペストコントロール事業者）を選定し」と修正いただきたい。	現在自治体が駆除等を委託している事業者としては、シルバー人材センター等、ペストコントロール事業者以外もいることから、「適切な知識及び技術を有すると判断される事業者（ペストコントロール事業者等）」と修正させていただきます。なお、当該「第三の三」のほか、「第三の二」についても同様の記載にいたします。
2	蚊媒介感染症の国内発生リスクは、媒介蚊の存在だけでなく、国際的な人の移動、流行地域からの入国・帰国、入国後の発症、医療機関での早期診断、保健所への迅速な連携、さらには多言語での情報提供などと密接に関係している。そのため、蚊の駆除・監視だけでは不十分であり、国籍を問わず、渡航歴・滞在歴・症状の有無に基づいた感染症対	本邦への帰国者に対する検疫措置につきましては、国籍問わず検疫法の規定に基づき、必要に応じて質問、情報の提出の求め、診察等を行うこととしているほか、感染症の流行状況に応じて、ポスターを用いた注意喚起等を実施しております。 今回の指針の改正において、近年のインバウンドの増

	策をより明確に位置付け、流行地域への渡航歴・滞在歴を有する者への注意喚起、入国後の発熱時相談、医療機関での渡航歴確認、保健所との連携を強化すべき。また、近年、外国人の入国・滞在が増加していることも踏まえ、国際的な人の移動や外国人受入れについては、国・自治体・医療機関・保健所の対応能力を踏まえた慎重な制度設計が必要であり、特に、流行地域からの入国・帰国・長期滞在については、国籍を問わず、渡航歴・滞在歴・症状の有無に基づく健康確認、注意喚起、相談体制、受診案内を徹底すべき。	加についても記載し、輸入感染症例を起点として国内で感染が拡大する可能性があること、日本には常在しない蚊媒介感染症に対する対策の強化の必要性をお示ししているところです。当該指針においては普及啓発の充実についてもお示ししており、指針に基づき、引き続き関係機関と連携し対策を講じてまいります。
--	--	--

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。